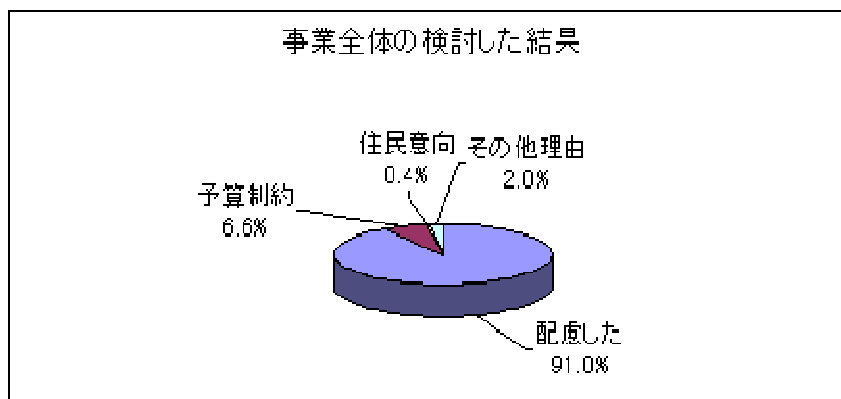


平成15年度の全体結果について (分析・考察)

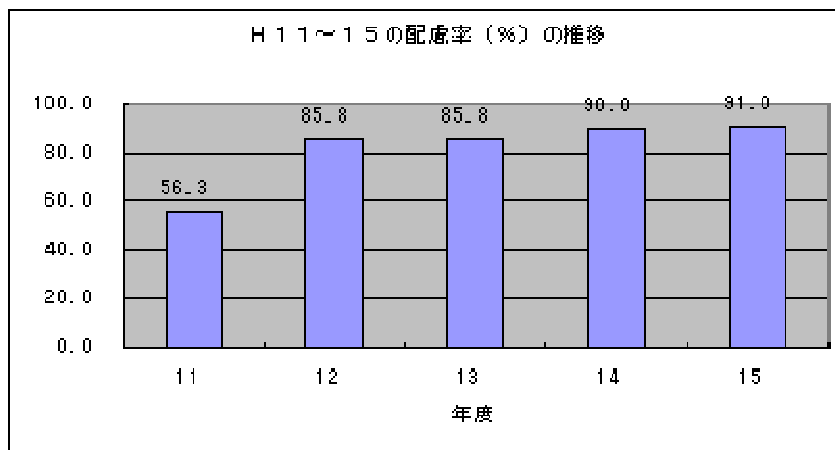
ここでは、文化環境評価システムにより提出された「自己評価表」を取りまとめた結果について、分析、考察をしています。(取りまとめ方法は、平成14年度工事(平成15年度取りまとめ分)に同じ。)

平成15年度の全体総括の結果について



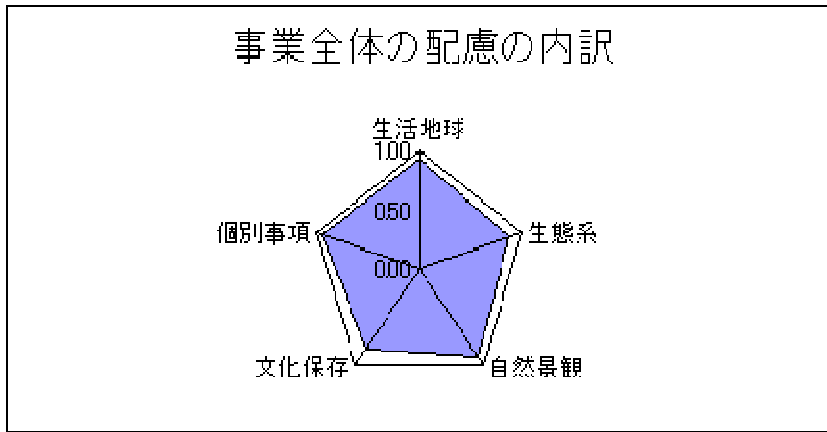
配慮できなかった理由の中の「その他の理由」は、地形上の制約、構造上実施が困難、防災面や経済性を優先したことなどがあげられます。

配慮率については、91%と、昨年の90%を上回った結果になっています。(下記の配慮率推移を参照)



これは、これまでの配慮率の推移を示しています。

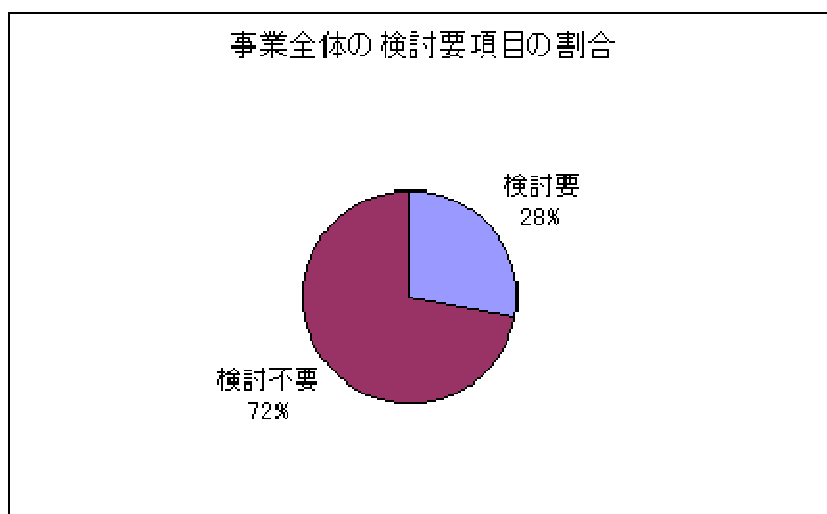
配慮率とは、職員が配慮を必要として検討し、実際配慮できた項目を全項目数で除した割合のことです。



これは、配慮事項(共通・個別)の大分類において、その内訳として示しています。

「地域文化の保存・活用」への配慮が若干低いものの、バランスのとれた結果となっています。

今回の平成15年度分として取りまとめされた工事全体で、全配慮項目数(のべ数)のうち、検討が必要と判断された項目は、左のように28%となりました。



配慮指針に基づく「配慮項目」について、その対象工事について検討が必要かどうかは、事業実施主体が判断します。

平成15年度の結果全体について

これまでの結果から、配慮率は年々向上し、職員の意識は高まってきたことが伺えます。また、工事現場を環境学習の場として提供したりという啓発的な取り組みも報告されています。

こうした背景には、①間伐材や現場周辺にある石材等を再生材料として利用する工法が画一され、配慮する方法が具体化されてきたことや、②文化や環境に配慮する方法は、その現場のいろいろな諸条件によって異なり、一律的な方法では配慮できないため、車の両輪といった関係で、専門家からのアドバイスを受ける「文化環境アドバイザー制度」を活用してきたこともその要因と思われます。

しかしながら、配慮率が向上してきた一方で、全項目数に対する検討要項目数の割合は低く、依然として30%程度を推移しています。文化・環境に配慮する視点の広がりを進め、検討要項目数が少ない現状を改善していくことが必要と思われます。